

道州制に係る主な議論における「大都市制度のあり方」について

●第28次地方制度調査会

「道州制のあり方に関する答申について」（平成18年2月28日）

大都市圏においては、人口や社会経済機能が集積し、特有の行政需要も存することから、道州制の導入に際しては、道州との関係において大都市圏にふさわしい仕組み、事務配分の特例及びこれらに見合った税財政制度を設けることが適当である。

●全国知事会

「道州制に関する基本的考え方」（平成19年1月18日）

（具体的な検討課題として「道州制と大都市圏との関係」を指摘）

道州制の下での基礎自治体としての大都市のあり方をどうするか。特に政令指定都市等の大都市制度が現行のままでよいのか。また、道州と首都圏をはじめとする大都市圏域との関係をどう考えるか。

●道州制ビジョン懇談会

「道州制ビジョン懇談会中間報告」（平成20年3月24日）

基礎自治体は福祉、教育、公共事業等の一義的責任をもつ必要性から一定規模が望ましいが、地域住民が「自らの政治」を実感できることも重要である。

●自由民主党

「道州制に関する第3次中間提案」（平成20年7月29日）

基礎自治体は基本的に権限・機能において差をつけずに一律にすべきと考える。なお、政令指定都市のあり方については、引き続き検討していく必要がある。

現行制度をさらに進めて、大都市については、道州から独立した大都市州としての位置づけを認めるという考え方もあるが、大都市を除いた地域のみで構成される道州の規模・能力が大幅に低下することとなることから望ましくないものと考えられる。

※中核市、特例市は廃止されるものとなる。

●日本経済団体連合会

「道州制の導入に向けた第2次提言」（平成20年11月18日）

政令指定都市については、実際には府県とほぼ同等の事務・事業を担いながらも基本的には一般の市町村と同じ枠組みのなかで扱われている。これに加え、横浜市、大阪市、名古屋市のような都市部中心の都市から、新潟市、浜松市のような都市部から農村部、山間地まで含む都市も同じ政令指定都市として区分されており、実態と合わない面が生じている。

「平成の大合併」の進展により基礎自治体の規模が大きくなっているなかで、現在の画一的な大都市の見直しは不可避である。これまでの人口要件のみならず、都市の規模（人口、市内総生産、従業員数など）や中枢管理機能（昼夜間人口比率、企業数など）といった要素を考慮することが必要であり、大都市ごとに住民ニーズを的確に捉え、特有の行政課題を総合的に解決できる分権型の制度を再構築することが望まれる。

●経済同友会

「地域主権型道州制の導入に向けて」（平成21年9月）

「東京」以外の大都市については、基礎自治体の一つと考えるべきであり、「都市州」「都市圏州」など道州の一類型として扱うべきでない。仮に、大都市についてより権限移譲等を行うべきと考えられる場合には、基礎自治体―道州政府間での協議により自主的に調整することが期待される。

●道州制推進知事・指定都市市長連合

「地域主権型道州制の基本的な制度設計と実現に向けた行程―国民的な議論を喚起するための試案―」（平成24年7月18日）

- 地域主権型道州制においては、多様な大都市制度を容認し、原則として道州がこれを内包する。
- 大都市の行政需要に応じ、現在の都道府県の事務・権限を担うことを基本に捉えて、大都市の事務・権限を法定する。その際、当該事務・権限に応じた必要かつ十分な独自財源を確保する。
- 道州は、大都市に対し、事務処理の特例制度の活用等により、地域の実情に応じた事務・権限、財源を、その効果的・効率的な執行にも配慮しつつ、積極的かつ柔軟に移譲できるものとする。また、大都市の様態等に応じ、法律で大都市の事務・権限とされたものであっても、道州が処理できることとするなど、全国一律ではなく、大都市と道州の間で柔軟に調整できる仕組みを検討する。

- 東京都並びに現在検討されている新たな特別区（及びこれを包括する道府県）、都市州、その他新たな大都市制度については、道州との役割分担など、道州の下での在り方を更に検討する。

※ 橋下大阪市長（共同代表）、阿部川崎市長（発起人）、清水さいたま市長、熊谷千葉市長、林横浜市長、加山相模原市長、田辺静岡市長、鈴木浜松市長、河村名古屋市長、門川京都市長、竹山堺市長、高谷岡山市長、北橋北九州市長、高島福岡市長、幸山熊本市長及び知事 9 名が参加

【参考】

● 政府における道州制に対する考え

地域主権戦略会議

「地域主権戦略大綱」（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）

国としては、市町村や都道府県相互の自発的な連携や広域連合等の具体的な取組を前提として、地域主権改革を推進する中で、こうした連携等の形成に対する支援のあり方を検討していく。さらには、地方や関係各界との幅広い意見交換も行いつつ、地域の自主的判断を尊重しながら、いわゆる「道州制」についての検討も射程に入れていく。

● 指定都市市長会における議論

「道州制を見据えた新たな大都市制度の在り方についての提言」

（平成 18 年 2 月 1 日）

道州制下における「道州と指定都市の事務配分及び事務配分に対応した税源移譲」、「大都市圏における広域行政」等の論点を検討。

※ 大都市制度検討部会は設置されておらず、各指定都市部課長級の職員を構成員とした「大都市制度調査研究プロジェクト」を設置し、調査研究を進めたもの。